

令和3年10月15日

保護者 様

三島市教育委員会

学校の新型コロナウイルス感染症対応について

錦秋の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、静岡県では、令和3年10月15日（金）から、警戒レベルをレベル3（県内注意・県外一部警戒）、国の感染警戒区分を警戒ステージI相当に引き下げました。

このことに伴い、三島市では、引き続き学校の教育活動において感染症対策（手洗い・マスクの着用・3密の回避等）を徹底していきながら、コロナ禍における学校教育活動の実施指針である「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」に示されている地域の感染レベルを、「レベル1」に下げ、学習活動を実施していきます。

記

- 1 児童生徒の登校について（地域の感染レベル1の場合）**
 - ・児童生徒に風邪の症状がある場合には、自宅で休養し、医療機関を受診してください。
 - ・児童生徒や同居のご家族に発熱等の風邪症状がなくても、同居のご家族がPCR検査等を受検することとなった場合は、児童生徒を自宅で休養させてください。
 - ・同居のご家族が「濃厚接触者」に指定された場合は、学校へ連絡してください。

※いずれの場合も「欠席」とせずに「出席停止」として記録します。

※児童生徒または同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を受けることになった場合や結果が判明した場合には、児童生徒が通学している学校に必ず連絡してください。学校の電話受付時間以外に判明した場合は、三島市役所守衛室【電話番号 975-3111（午前8時から午後9時まで）】へ連絡してください。
- 2 健康観察について（地域の感染レベル1の場合）**
 - ・毎朝（登校前）、児童生徒の検温、健康観察をしてください。
 - ・同居のご家族も健康状態を確認してください。

※健康観察アプリ「リーバー」へ毎朝の健康状態の入力を確実に行うようお願いします。
- 3 学習活動について**

各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、感染症対策を行った上で、実施することを検討します。
- 4 部活動について**

感染症対策を行った上で、通常の活動を行っていきます。
- 5 ご家庭での基本的な感染症対策の徹底をお願いします。**

基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされています。

担 当 学校教育課指導係
電話番号 983-2671